

新 設 分 割 計 画 書

北嶺不動産株式会社（以下「甲」という。）は、甲の営む損害保険代理業及び生命保険の募集に関する事業に関して有する権利義務の全部を、新設する株式会社北嶺パートナーズ（以下「乙」という。）に承継させることに關し、この分割計画書を作成する。

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙定款写しのとおりとする。

第2条 乙は、本件分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、本件分割に際して普通株式100株を発行し、これを甲に割当てる。

第3条 分割により設立する乙の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資 本 金 の 額 金100万円
2. 資本準備金の額 金0円

第4条 乙は、本件分割により、甲から承継する債権債務等の権利義務は以下のとおりである。

1. 承継する債権、債務その他の権利義務

（ア）承継する資産および負債

分割期日における本件事業に関する資産、負債及びこれに付随する一切の権利義務とする。

甲は、2024年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日前日までの増減を加除した一切の資産負債及び権利義務を分割期日において乙に承継させる。

2. 本件事業に従事する従業員全員の雇用契約に関する権利義務

第5条 甲の資本金につき減少する額はない

甲の準備金につき減少する額 金100万円

第6条 乙の設立時取締役及び設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 大石優司

設立時代表取締役 大石優司

第7条 乙の本店所在場所は、次のとおりとする。

札幌市東区北三十一条東十七丁目5番24号

第7条 本件分割は、2025年12月17日までに必要な手続を終了させ、新設分割による変更の登記及び設立の登記をする。ただし、手続の進行上必要のある場合は、甲の株主総会の承認を得てこれを変更することができる。

上記計画を証するため、本書を作成する。

2025年10月31日

札幌市東区北三十一条東十七丁目5番24号

北嶺不動産株式会社

代表取締役 大石優司